原子力発電問題等調査特別委員会会議録

招　　集

令和８年９月１７日（木）午前１０時 議会委員会室

出席委員（８名）

（委員長）森　田　悟　史　　（副委員長）中　田　利　幸

新　井　章　太　　加　藤　　彰　　三　木　三　枝　　錦　織　陽　子

矢田貝　香　織　　吉　岡　古　都

欠席委員（０名）

説明のため出席した者

副市長

【総務部】長谷川部長　高浦防災安全監

［防災安全課］山花課長　高田危機管理室長　村上危機管理室係長

【参考人】

陳情第６号

提出団体　さよなら島根原発ネットワーク　共同代表　土光均　氏

出席した事務局職員

毛利局長　田村次長　田渕議事調査担当係長　松田調整官

傍 聴 者

今城議員　大下議員　門脇議員　小枝議員　津田議員　西野議員　前島議員

松田議員　鷲尾議員　矢倉議員

報道関係者４人　一般２名

審査事件及び結果

陳情第６号　島根原子力発電所２号機におけるプルサーマル発電に議会として反対の意思表明を求める陳情　［継続審査］

～～～

に込められた思いというか、それを補足説明をしたいと思います。そもそも米子市等のこのいわゆる基礎自治体の第一義的役割は、住民の安全・安心、財産、生命を守る、まあ平たく言えば、何気ない日常を守るということを最優先に考えることだと思っています。当然、議会もその役割を念頭に自由闊達に議論をし、それを通して様々な意思決定をしていくものというふうに私は考えています。今回、陳情で「Ｓ＋３Ｅ」という言い方をしていますが、この住民の安全・安心、財産、生命を守ることということと、この「Ｓ＋３Ｅ」という考えは、私は同じ方向性を持っているというふうに思っています。かつて島根原発２号機の１０年ぶりの再稼働、今から４年ぐらい前ですが、再稼働の是非の議論において、この「Ｓ＋３Ｅ」、中国電力はこの考えを強調しました。そういった視点で見て、原発は必要なんだ、再稼働は必要なんだということをまず第一に強調しました。住民の安全・安心、財産、生命に関して有用であるかどうか。そういった視点での議論が議会をはじめ様々なところで議論が行われたというふうに思っています。国のエネルギー基本計画においても、「Ｓ＋３Ｅ」はエネルギー政策の基本的視点であるというふうに一つの章を設けて強調されています。しかしながら、今回の島根原発２号機でのプルサーマル計画、この視点がすっぽり抜け落ちています。議会として、この「Ｓ＋３Ｅ」の視点で島根２号機のプルサーマル計画の問題を考えることが私は必要ではないかと思います。今回陳情で、議会として反対の意思表明を求めるというふうに書いていますが、この反対してくださいという思いは、一般論としての国が進めるプルサーマル発電推進とか、そしてそれに関連する核燃料サイクル政策、こういった国の政策に対して米子市議会として反対してくださいということではなくて、今、中国電力が島根２号機において２０２９年度頃に実施しようとしているこのプルサーマル発電計画に対して、「Ｓ＋３Ｅ」の視点から見て、まだまだ疑問、不明な点があるので、この計画をこのまま進めることに対して、一旦立ち止まって考えるべき、という思いでそういった表現をしました。中国電力も米子市、鳥取県、境港市も、このプルサーマル発電、スケジュールありきで進めることはないというふうに何度も何度も繰り返しています。それがこの陳情に対する陳情者の思いです。１つだけ、この陳情文で補足をさせていただきたいと思います。陳情文の２枚目のところで、最初のほうでこういう表現があります。「また、重大事故が発生した場合に放出される放射性物質の種類や量、住民の被曝や健康影響について、通常のウラン燃料を使用した場合との違いが住民に十分説明されていません。」という、この十分説明されていませんということですが、これは今回の住民説明会のやり取りを通して、中国電力はそもそもそういった拡散される放射性物質の種類や量、それから住民への健康評価、この評価そのものをしていないということが明らかになりました。単に説明してないではなくて、そういった評価そのものが行われていないというのが事実関係だということを補足させていただきます。あとは、書いていることを読んでいただければ、陳情の内容は分かっていただけると思います。もし内容に関して不明な点があれば、質問等をしていただければと思います。以上です。

○森田委員長　説明は終わりました。参考人に対する質疑はございませんでしょうか。

錦織委員。

○錦織委員　土光さん、今日は御苦労さまです。私からは一点、１の安全性の観点っていうところで質問をしたいと思いますが、鳥取県の原子力安全顧問会議で委員の一人である牟田顧問が、あらゆる事故シナリオを網羅的に定量評価する確率論的リスク評価ＰＲＡの

結果について、中国電力がレベル１しかやってないことを問題視されました。７月の顧問会議でです。これを受けて私は９月議会でこのプルサーマル発電の一般質問をしたときに、ＰＲＡのレベル２、レベル３、つまり格納容器の損傷だとか公衆の被曝のリスクの評価をまだやっていないという段階で、プルサーマル発電をするのはありえないじゃないかというふうに当局にただしたときに、レベル２、レベル３は国の規制基準において要求されていないんだという、そういう答弁でした。このことについて、その安全性の観点から、私は少なくともその住民被曝のリスクの評価ができてない、これからだっていう中で、これを進めていいものかというふうに思うんですけど、このレベル２、レベル３までの事故が、この国の規制基準というものは発生しないというふうに考えていることなのか、土光さんに聞いてもあれなんですけれども、こういう中で進めるっていうことについては、どういうふうにお考えでしょうか。

○森田委員長　土光様。

○土光氏（参考人）　先ほどの陳述で、重大事故が発生した場合、住民に十分説明されていませんというところで補足ということで、そもそもそういう評価をしていないというふうに言いましたが、それは、今、錦織委員が言われたことから来ています。具体的に言いますと、中国電力が、これ７月２８日だったと思います。鳥取県の原子力安全顧問の会議で、中国電力が安全顧問に対してプルサーマルの説明をしました。その中で、中国電力はこういうふうな表現の資料を配っていました。この確率的リスク評価、いわゆるＰＲＡと言われていますが、そういった視点から通常のウラン燃料における発電と大差はない、そういった言い方をして、そういった資料が中国電力から出ました。それに対して安全顧問の一人から、確率論的リスク評価はレベル１、レベル２、レベル３があって、レベル１というのは原子炉の損傷に至るまでの事故が起きるかどうか。レベル２というのは、その事故が起きたときに原子炉の格納容器等から放射性物質が外部に漏れるかどうか。レベル３というのは、外部に漏れた場合は住民に対する健康影響はどういうことか。そういったレベル１の評価、レベル２の評価、レベル３の評価があります。それを中国電力はそこを全然言わずに、確率論的リスク評価は大差はないというふうな言い方をしていたことに関して、これはレベル２、レベル３の評価も踏まえてそういったことを言っているのですかという安全顧問の質問に対して、実はそうではない。レベル１、それから何かレベル１．５という言い方をしていましたが、そこまでの評価で言ってるだけということで、この表現に問題があるというふうな指摘を受けて、次の安全顧問会議でその表現は修正されました。ただ、やはりレベル２とかレベル３、いわゆる重大事故が起きるリスク、それから起きたときに住民に対する健康影響評価、それに対する評価は、これから今やっている最中ということで、要は現時点ではその評価はなされていないということが、次の安全顧問会議でそういうふうに報告をして、それ以上、顧問会議の中ではやってないことに関しては特に問題視をされないまま終わってしまった。そういった経緯があります。

○森田委員長　錦織委員。

○錦織委員　分かりました。少なくとも地域住民を、圏域住民を守るためには、レベル２、レベル３の評価を待つべきだというふうに思いました。以上です。

○森田委員長　次に矢田貝委員。

○矢田貝委員　土光様、御説明ありがとうございます。私から確認をさせていただきたい

のは、この陳情には書いておりませんけれども、一旦立ち止まって、という御表現をなさいましたけれども、そこのところについて確認をさせていただきたいと思います。エネルギー政策全体を考えて住民の皆様の命、暮らしを守っていく、そのときに、必要なときには判断をしていかなければならないというのが政治の世界で求められていることだと思っております。この陳情の中で、プルサーマル発電を積極的に選択すべき合理的な理由がないために、議会としてまとまって反対の意思表明を求めるという陳情内容になっているところでございます。その議会として表現を確認させていただきますけれども、この陳情、もともと市民の皆様からの政策提案として受け止めて、このような委員会の場でおいて陳情者に説明を求める機会もあるわけです。その場が今日だったわけですけれども、その流れでいきますと、土光委員のこの陳情の狙いというのは議会への決議まで求めていらっしゃるのかというあたり、それからこれから議論を進めていくべきところに対して、この段階で反対の意思表明を求められている。そこのところをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○森田委員長　土光様。

○土光氏（参考人）　あ、すみません。ちょっと聞かれていることがよく分からないんですが、議会としての決議をすることを求めているかどうか、そういうことですか、という質問でしょうか。

○森田委員長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　２点あります。この反対表明の先にはそこまで求めていらっしゃいますか、というところが２点目でございます。１点目については、これからプルサーマル発電の積極的な選択をすべき合理的理由が見いだせない中、私たち議会も議論を進めていくことになると思うんですね。様々な議員間の学習等も含めまして。その段階において、この時点で反対の意思表明を求められるという、そこのところの意図をですね、一旦立ち止まってとおっしゃいましたけれども、文章にはないわけです。説明の中ではおっしゃいましたが。そこの確認をさせてください。

○森田委員長　土光様。

○土光氏（参考人）　それに関しては、実際この陳情を書いた、まあ提出期限があるので、書いたときの思いで議会としての反対の意思表明、割と強い表現で書いたのですが、私としては議会としてというか、あまりこう、それを強調するつもりは全然なくて、もう自然に筆が滑ったというか。つまり陳情というのはもともと議会に出されて、議会が採択か不採択。それはもう議会というのは意思表明の場なので、議会としてというのがなくても、とにかくこの陳情を採択するかどうかは、議会としての意思表明をするものだと思っているので、あまり議会としてというのは枕言葉的に書いた、そういう、だからちょっと、あえて書かなくてもよかったなあと実は思っているぐらいです。だから今日、補足の説明をさせていただきました。それから反対というのは、これも陳述で言いましたが、国のエネルギー政策、基本的には核燃料サイクルを基本にプルサーマルもその一環としてやる。それに反対というのを米子市議会で意思表明をしてもらうという､そういう意味ではなくて、今進められている島根２号機においてのプルサーマル計画、これは県とか中国電力はスケジュールありきではないというふうに言いながら、例えば９月６日で開かれた原子力安全顧問会議、その直後３０分後に開かれた合同安対協。そういったやり方を見ていると、ま

さにスケジュールありきでもう事が進んでいるというふうに見えるので、そういうことに関して、一旦、ちゃんと議論が必要。具体的には本当にこの、今、島根原発２号機で進められているプルサーマル計画は「Ｓ＋３Ｅ」という視点から見て本当にどうなのか。まあ陳情者としてはその思いを書いています。それから当然、国のエネルギー政策、私自身はその基礎自治体の議会というのは、最初に言いましたように、住民の安全・安心を守るというのが第一義的に考えるべきだと思いますが、国の政策も全く無視をしろというふうには言っていません。だから国のエネルギー政策についてある程度考慮するんだったら、国が言っているそのエネルギー政策、具体的には核燃料サイクルとかプルサーマル計画、本当にこれが妥当なものかということもちゃんと考えてから最終的な結論を出すべきではないか。だから、そういった議論がまだまだ必要だということで、一旦立ち止まって、そういうことをやってもらうために反対の意思表明を今してくださいという思いがこの陳情です。という回答でよかったでしょうか。

○森田委員長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　はい、分かりました。ありがとうございました。

○森田委員長　そのほか、参考人……、吉岡委員。

○吉岡委員　土光さん、今日はありがとうございました。あの、この重大事故が発生した場合に放出される放射性物質の種類や量について、中国電力側からですかね、説明が十分でないということですが、土光さんの知識として、このＭＯＸ燃料を使った場合にどのような放射性物質の種類が出るというのは、もし分かっていたら教えてください。

○森田委員長　土光様。

○土光氏（参考人）　私の知ってる範囲で、この辺は漠然としかまだ言えませんが、基本的にはやはり通常のウラン燃料での発電とプルサーマル発電、これはプルサーマル発電はウラン燃料プラスプルトニウムを入れた燃料も燃やす。そういった違いがあるので、当然、実際に発電する場合、プルトニウムかそれが崩壊したやつ。様々なそれに関連する放射性物質が出るというのは、当然それはあり得ます。で、中国電力はそういった指摘に対して、ウラン燃料、通常のウラン燃料でも発電の過程でいろいろ、発電の過程でプルトニウムは出ている。で、それが崩壊して発熱に寄与している。そういう説明もちろんありますけど、それはそれで、それは正しいと思いますが、やはりプルサーマル発電は最初からプルトニウムを入れてやるので、当然プルトニウムの量は多い。で、それが核分裂して崩壊熱いろいろ出す。それに付随する様々な放射性物質が出てくるということで、それによる違いは当然出てくると思います。で、それがもし原子炉格納容器から外に出た場合、放射性物質による住民の健康影響もそれなりにあるというふうに思います。私自身もどこまでそれが違って、実際どういう影響、どういう違いがあるかというのはよく分かりません。だからこそ、今回の中国電力からの説明で、それが、放出される核放射性物質がどう違って、それが住民の影響にどう影響するのか、それをきちんと説明をすれば、それで、ああ、そんなに違いはないんだなとか、やはりこんなに違いがある、そういった評価ができると思っているのですが、そもそもそういう説明をしていない。そもそもで言えば、そういう評価はまだやっている途中。だから中国電力も本当は分かっていない。そういう段階だというふうに私は思っています。

○森田委員長　吉岡委員。

○吉岡委員　当局にはまだ。

○森田委員長　後ほど。

〔「後ほど。はい。」と吉岡委員〕

○森田委員長　それでは、参考人に対する質疑、ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります又野議員に説明を求めます。賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。又野議員。

○又野賛同議員　日本共産党米子市議団の又野史朗です。賛同理由を述べたいと思いますけれども、まず最初にですね、私どもの立場としましては、原発自体に反対の立場でありまして、プルサーマル発電でなければいいということではないということを最初に申し上げまして、賛同理由を述べます。このたびの陳情の内容のプルサーマル発電においての安全性、エネルギーの安定供給、経済性、環境適合の点について、陳情の内容で同感であります。その中で一つ、安全性について一つ言いたいと思いますけれども、今回のプルサーマル発電についての説明ではですね、ウラン燃料とＭＯＸ燃料を合わせて使用するということですけれども、その中でＭＯＸ燃料の割合は３分の１以下ではならないといけないとかですね、ウラン燃料と比べてＭＯＸ燃料の表面の放射線量が高いため様々な被曝対策を講じていることになっていること、それらほかにもですね、様々な対策が立てられているということです。これまでのウラン燃料のみと比べたら、複雑な仕組みや手順になっていると感じました。これまで島根原発では様々な不適切事案や不祥事ですね、最近で言えば、金具の設置の不備による冷却機能の不具合ですとか、新燃料棒の転倒事案ですとか、ちょっと前にはなりますけれども、偽造した身分証明書を使っての構内への入域とか、非公開文書の誤廃棄、サイトバンカ、建物内の巡視業務の虚偽報告などがあって。あと火災については度々起こっているような状況です。そのような状況の中でですね、さらに仕組みや手順が複雑になってくるとですね、事故や不具合のリスクっていうのは当然高まってくると思います。この点についても大きな不安というか疑念が残りますので、このようなプルサーマル発電については反対ですので、陳情に賛同いたします。以上です。

○森田委員長　賛同議員の説明は終わりました。賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。そのほか質疑はございますか。吉岡委員。

○吉岡委員　すいません。当局のほうに質問したいのですが、先ほどの陳情者の説明によりますと、この重大事故が発生した場合に放出される放射性物質の種類や量というのは、まだ中国電力側からも説明がないということなのですが、米子市の原発事故の避難計画を策定するに当たりまして、その放射性物質の挙動というものは非常に重要になってくると思います。例えばプルトニウムであれば重いですので遠くには飛びませんので、プルトニウムを前提とした避難計画をつくる必要はない。ただ、現在はセシウムや放射性ヨウ素などのプルームを前提として避難計画をつくっていると思いますが、そのあたり、このＭＯＸ燃料が追加された場合に、どのような核種が飛んで、どのような挙動をするかということを前提に今、避難計画というものは策定されているのでしょうか。

○森田委員長　村上防災安全課係長。
○村上防災安全課危機管理室係長　今、御質問があった件についてですが、基本的に現在の米子市が策定しております住民避難計画につきましては、どのような核種かによって影響するものではなくてですね、基本的にその原子力発電所内で事故が発生した際に、どのように避難をするかというところを前提に計画のほうを策定をしております。中国電力からもですね、基本的にプルトニウム、失礼しました。ＭＯＸ燃料を使った場合でも、新規制基準に合格している範囲内でしか影響は及ぼさないということで伺っておりますので、現時点では計画の変更というところには、必要性はないというふうに考えております。以上です。
○森田委員長　吉岡委員。
○吉岡委員　核種の挙動が分からないのに、そういうふうに言えるのでしょうか。どのようにその放射性物質が飛んでくるかっていうことでやはり避難計画っていうのは策定されているというふうに理解をしています。例えば、プルームが過ぎた後に避難をする、３０キロ圏であれば。そういうことになっていると思うのですが、このＭＯＸ燃料を燃料として発電をした場合に出てくる放射性物質というのが、本当に従来のものと同じ挙動をするというふうに単純に考えてもいいのでしょうか。
○森田委員長　高浦防災安全監。
○高浦防災安全監　中国電力のほうからはですね、ウラン燃料とＭＯＸ燃料を使いましても、事故時におきまして大きな差はないというお話を聞いております。燃料集合体中のセシウム蓄積量はむしろＭＯＸ燃料のほうが小さいというようなこともありまして、大きな違いはないと。それを前提に具体的な対策自体も相違がないということで伺っておりますので、うちの計画にも影響はないというふうに考えているところでございます。
○森田委員長　吉岡委員。
○吉岡委員　ただ、中身の説明がないのに、相違はないで、それで理解して住民が守れるんでしょうか。
○森田委員長　村上防災安全課係長。
○村上防災安全課危機管理室係長　現在の計画におきましても、原子力発電所で事故が発生をした際には、緊急時のモニタリングによって避難地域を決めるということになっております。どのような核種が飛んできた場合でも、放射線量によって避難をするのか、どのように避難を行っていただくのかということについては、基本的には大きく変わらないというふうに考えておりますし、その気象状況によっても、どの方向に飛んでくるかというのは変わってくるものだというふうに認識しておりますので、現時点では計画の変更は必要ないものというふうに理解しております。以上です。
○森田委員長　吉岡委員。
○吉岡委員　ということは、放射線量……。
○森田委員長　吉岡委員、これ以上、陳述審査ですので、これ以上その計画の……。
（「ちょっと今悩んでいるので、採択しようか不採択しようか。もうちょっと聞かせてもらっていいですか。」と吉岡委員）
○森田委員長　吉岡委員。
○吉岡委員　ということは、放射線量でその場でどうするかを決めるっていうことですか。

現在だったら屋内退避をして、その何日か後、プルームが過ぎて、放射線量下がったら逃げるっていうことですけど、それが何日か延びたりとか、逆に少なくなったりとか、もうその場で決めるっていうことで合ってますか。

○森田委員長　村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長　現在の計画では、緊急時のモニタリング等によって、県、国において放射線量の測定を行われて、基準値を超えた場合には避難指示等、国のほうから指示があって、米子市から住民の方に情報伝達をさせていただくことになっております。ただし、今回の指針の改定において、線量だけではなくてですね、継続して屋内退避ができるかどうかについても踏まえた上で避難指示のほうを出させていただきますので、その状況によって米子市のほうから住民の方に対しては適切なタイミングで避難指示のほうを出させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○森田委員長　よろしいですか。

〔「はい」と吉岡委員〕

○森田委員長　そのほか質疑は。三木委員。

○三木委員　私もちょっと迷っていますので、質問をさせてください。当局の皆様に質問です。現時点において、ちょっと認識の確認なんですが、すみません、間違っていたら教えてください。国としてはですね、基本的な方針が示されていると思います。鳥取県としてですが、このプルサーマル実施について最終的な判断はまだ示されてないということでしょうか。

○森田委員長　山花防災安全課課長。

○山花防災安全課課長　三木委員さんおっしゃられるとおりでございまして、現時点ではまだ県としての意見が取りまとめられていない状態でございます。ですので今後ですね、各、まあ米子市……。以上でございます。

○森田委員長　三木委員。

○三木委員　ありがとうございます。現時点でですね、市としては現時点で判断に必要な情報が十分に示されているとお考えでしょうか。それとも、もうちょっと確認すべき事項が残っているとお考えでしょうか。

○森田委員長　山花防災安全課課長。

○山花防災安全課課長　現時点はですね、まずはその議会の議員の皆様の御意見等、こちらの確認も必要になってくるというふうに考えております。以上でございます。

○森田委員長　三木委員。

○三木委員　今後ですね、知っておられたらというか、情報の範囲で教えていただきたいんですが、鳥取県の判断や、または国とかですね、中国電力さんから新たな説明とか、この件を判断するのに必要となる具体的な何か情報の進展、何か情報公開とかの進展が見込まれるかどうかというのは、いかがでしょうか。

○森田委員長　高浦防災安全監。

○高浦防災安全監　これまでにも審査がなされておりまして、現時点で説明はあっておりますが、今後もさらに詳細な審査というものがなされまして、それについてまた国なり中国電力なりから説明がありますので、まだそういった状況でございます。

○森田委員長　三木委員。

○三木委員　ありがとうございます。分かりました。

○森田委員長　そのほかございますでしょうか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。新井さんから行って、最後、中田委員に行こうと思います。よろしくお願いします。

　では、初めに新井委員。

○新井委員　私、継続審査すべきと考えます。理由につきましては、本日も出ておりますとおり、鳥取県はまだ県として意見の取りまとめに関するスケジュールを持ち合わせていないほか、賛否に関しても明らかにされておりません。そのような中、本市として先行して賛否を示すなど、現状では時期として不透明なため、意見を申し述べる段階ではないと考えます。しかしながら、境港市、米子市の意見についても注視されると述べられており、本市としても、議会としても今後意思を表示すべきときは来ると考えますが、やはり本日のように安全性ですとか、その他確認項目等まだ明らかになっていない状況でございますので、そういったものを注視しながら、適切に意思表示すべき段階までは審査を継続する必要があると考えております。以上です。

○森田委員長　継続ということで。

〔「はい」と新井委員〕

○森田委員長　はい。次に、加藤委員。

○加藤委員　私も継続審査を主張いたします。鳥取県が原子力発電所の安全性などについて専門家から助言を得るために設置した原子力安全顧問会議の原子力安全顧問から、安全性について検証を重ねてきた島根原発２号機におけるプルサーマル発電について、安全性は確保されているとする意見書が取りまとめられ、９月上旬に県知事へ提出されましたが、県としての賛否や判断はまだ示されておりません。この段階で米子市議会がそれに先行して賛否を明確に示すことは、私は時期尚早と考えます。島根原発２号機におけるプルサーマル発電については、米子市だけでなく、島根県はもちろん鳥取県を含む関係自治体全体に関わる課題であります。まずは住民理解の状況や鳥取県を含む関係自治体の判断を丁寧に見極めていく必要があり、その内容も踏まえ審査することが適当と考えます。よって、継続審査すべきと申し上げます。以上です。

○森田委員長　次に、矢田貝委員。

○矢田貝委員　私は不採択を主張させていただきます。これは議論を継続しろと求めていらっしゃるものではなく、反対の意思表明を求められた陳情であります。エネルギー政策は何をテーマとした議論か、また、エネルギー全般を考えていくことが重要だと考えております。何にエネルギー政策の中心を置いているかにもよりますし、個々の考えが一人一人異なるものであります。当然一つの考えからまとまる団体やグループ等とは違い、議員として幅広い市民の皆様の意見を受け止めながら活動する。その上で政治として判断をしなければならないことも起こってくると思っております。だからこそ、特にこの島根原発２号機のプルサーマル発電に関しましては、これから議会としても丁寧に議論を進めていくという段階にあると承知しております。よって、この陳情に対しては不採択を主張させていただきます。

○森田委員長　次に、三木委員。

○三木委員　私はこの陳情については継続審査の立場から討論いたします。この陳情の指

摘する安全性の部分、しっかりと住民の皆様に説明し、またこれからも見直していかなくてはいけないということは本当に重要だと思います。ただ、島根原発のこのプルサーマル計画については、鳥取県側で安全協定に基づく協議、安全性の確認が今も進められており、先ほどの答弁からも、今後さらに確認すべき事項があることが分かりました。安全性や経済性、それから使用済みＭＯＸ燃料の処理に加えて、エネルギーの安定供給や、それから安全保障、資源の有効利用なども含めて総合的に判断する必要があると考えます。したがって、現時点で採択・不採択の結論を出すのではなく、今後の県の協議や新たに示される情報を確認した上で判断することが適当と考えます。以上の理由から、本陳情については継続審査とすることを求めます。以上です。

○森田委員長　次に、吉岡委員。

○吉岡委員　結論といたしましては、採択いたします。その理由をこれから申し述べさせていただきます。私の立場としては、この核燃料サイクルそのものに疑念を抱いている立場です。その中で、先日資源エネルギー庁の説明では２０２７年度中に稼働するというような説明があり、様子を見てみたいという立場で、この時点でプルサーマル発電に反対まではというふうに思っておりましたが、今日、陳述者のお話を聞きまして、基礎自治体のこの原子力発電、または事故に対する、住民に対する責任というのは、第一義的に避難計画です。それに根拠となるその飛散する核種というものが不明という状況において、確かに避難そのものは放射線量というもので判断ができるかもしれませんが、私は薬剤師として薬剤師会でその核種の体内での挙動まで含めて研修を受けております。ただ、そういったことがこのプルサーマル発電においては、まだなし得ないということが今回分かりました。ということは、もし被曝をしてもしなくても、した場合に、じゃあその核種が体内でどのような挙動を示すのか。例えば放射性ヨウ素であれば甲状腺に蓄積する。そういったような知見がないままに避難をしないといけない。例えば、お薬を飲んでいただかないといけないということになりますと、この基礎自治体の役目そのものが果たせないということになりますので、今の時点では、私はこの陳情を採択したいと思います。以上です。

○森田委員長　次に、錦織委員。

○錦織委員　陳情者からプルサーマル発電について、４つの観点から通常のウラン燃料と比較してもプルサーマル発電は合理性がないという説明を受けました。プルサーマル発電というのは政府が進める核燃料サイクルの一つです。このサイクルの中核を占めるのが使用済み核燃料を再処理してＭＯＸ燃料を造る六ヶ所村再処理工場ですけれども、これ１９９７年の竣工延期以来約３０年延期してるんですけれども、経過してるんですけど、２８回目の竣工延期っていうのがほぼ確実視されているところです。それで、国内では、だからＭＯＸ燃料を作れないということで、そしてさらに国内で、計画では使用済みＭＯＸ燃料をさらに再処理するという計画ですけれども、その技術も確立していません。結局、再利用だと言いながら、プルサーマル発電をしても稼働する限り使用済み核燃料は今のところ島根原発の燃料プールに長期間、１０年や２０年ではない、長期間たまり続けるということになってしまうんじゃないかと思います。これを進めるに当たってはやっぱり住民理解が必要だということですけれども、住民説明会も１回しか鳥取県内、まあ米子市では１回しか行われてませんし、そういう面では進んでいないというふうに思います。新規制基準に合格した範囲といってレベル２、レベル３はなくても進めるということを、それを頼

りにですね、これのレベルが検証されていない中で、評価されていない中での実施は非常に不安です。プルサーマル発電をすることによって、今より安全性がより高まるんだということであればいいんですけれども、中国電力は安全性が高まるとは言っていません。安全余裕が減るのに地域住民に何のメリットがあるんでしょうか。私はこの陳情はぜひとも採択をしたいというふうに思います。以上です。

○森田委員長　次に、中田委員。

○中田委員　結論的には継続を求めたいと思います。ただ、この陳情の、今回提出された陳情に関してあえて言えば、この陳情に書かれているのは先ほど参考人からもありましたように「Ｓ＋３Ｅ」という観点からということで、国の政策に対して反対する陳情ではないという説明もありましたが､国のエネルギー政策におけるこの原子力の政策においては、この「Ｓ＋３Ｅ」だけではなく、先日、特別委員会でもエネ庁や中国電力から説明を受けましたが、余剰プルトニウムの扱いだとか、それから最終的な廃棄物の問題だとかも含めた、それからもちろんエネルギーの必要性も含めた幅広い観点からの判断で今のエネルギー政策があるということは先日も伺ったところでございます。したがってこれを、この「Ｓ＋３Ｅ」の観点だけで反対するというのは、基本的に私は賛同ができません、まず。

ただし、先日開かれた顧問会議においても、いわゆるハード面としてというか、発電所としての安全性の確保をされているということは判断したいということはありましたけれども、人為的ミス等々の要はヒューマンエラーを起こしてはならないというような、そういった観点だと思いますが、その安全性の向上に向けた不断の取組を進めていくことを求めたいということが新聞報道によると出ておりました。

したがって、今その最終的な良いか悪いかの判断をする段階に来ていないと私は思っております。先ほど鳥取県のほうでも賛否をまだ明らかにされていないという御発言もありましたが、当該の単位自治体の米子市、境港市が考えを示していない段階で、県が先行してその賛否を明らかにするということは私はないと考えております。これは、それぞれの基礎自治体の考え方を踏まえて三者で協議した結果、県としての考え方を取りまとめるというのが今までのスタイルでしたし、今後もそうあると思っておりますので、したがって現段階で、この米子市議会においてこの「３Ｅ」を捉えたことで反対をするというこの陳情については、今しばらく、今後のその進捗状況を含めて判断するときが来ると思っておりますので、今議会においては継続を求めたいと思います。

○森田委員長　継続ということで。以上で討論を終結いたします。

ただいま継続審査をという意見がございました。初めに、継続審査についてお諮りいたします。本件について、継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…新井委員、加藤委員、中田委員、三木委員〕

○森田委員長　賛成多数であります。よって、陳情第６号、島根原子力発電所２号機におけるプルサーマル発電に議会として反対の意思表明を求める陳情については、継続審査とすることに決しました。なお、本件につきましては、会議規則第７６条の規定に基づき、あらかじめ議長に閉会中の継続審査について申し出たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。継続審査の理由につきま

しては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。以上で本件については終了いたします。土光様、本日はお越しいただき、ありがとうございました。土光様は御退席ください。

〔土光氏（参考人）退席〕

○森田委員長　次に、その他でございますが、委員の皆様何かございますか。錦織委員。

○錦織委員　せっかくの原子力安全対策の委員会ですので、先日開かれた、米子市コンベンションセンターで開かれた原子力の合同会議についての報告を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○森田委員長　山花防災安全課長。今、錦織委員からお話がありました安全対策合同会議についての報告を求めたいということだったんですが、この場で当局が可能な範囲で御説明をいただくことは、委員の皆様いかがでしょうか。

〔「考え方として当局の意見を聞いてみたら」と中田委員〕

○森田委員長　よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきたいと思いますが、可能な範囲で。山花防災安全課課長。

○山花防災安全課長　申し訳ございません。まずですね、ちょっと手元のほうに資料がございません。で、ちょっと今そういう状況でございますので、また改めてという話になるのかなとは思うんですけれども。

○森田委員長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　先日の安対協の状況につきましては、改めて議会のほうにですね、報告するために今準備をしているところでありまして､本日その資料の準備がございませんので、それを前提に御判断いただければと思います。以上です。

○森田委員長　錦織委員。

○錦織委員　それはこの委員会での報告ということになるんでしょうか。

○森田委員長　長谷川総務部長。

○長谷川総務部長　報告の行い方につきましても今検討中でございます。また協議の上、御案内させていただきたいと思います。

○森田委員長　よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、以上で原子力発電問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前１０時４９分　閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

原子力発電問題等調査特別委員長　　森　田　悟　史